

扶養内の働き方の算定事例

1 まずは、諸手当を確定します

諸手当の算出 多い手当は、通勤手当、精皆勤手当、資格手当、特殊作業手当(レジ勤務)、特殊勤務手当(早朝手当など)ですが、その額が月・定額、所定日・定額であれば、月数、所定日が確定されれば、金額は確定されますが、そうでない場合は、最大値で計算します。

例えば、通勤手当(根拠:出勤日数×300円)の場合、最大出勤日数で算定します。

精皆勤手当が1月 3,000 円だとし、契約期間1年なら 3,000×12=36 千円

2 130 万円から確定した最大値を減算し、その範囲で基本給を検討します。

時給は決まっているでしょうから、減算後の額から所定労働時間数を検討します

諸手当の最大値が通勤手当・月額 5,000 円と精皆勤手当・月額 3,000 円で年 96,000 円

差額が 1,3000 千円 - (5 千円+3 千円) × 12 月 = 1,204 千円

時給が、1,085 円(2025 年 11 月 1 日からの広島県の最低賃金)とすると、年間の所定労働時間数は、1,109 時間(1,204 千円 ÷ 1,085 円)以下で設定が必要です

もしも、1日の所定労働時間が4時間なら、年間 277 日(休日 88 日)まで可能ですが、最大で取得すると、週の所定労働時間数は 20 時間(所定労働日数が週 5 日)を超えます。

週 20 時間未達が壁になる場合は、例えば4週で 19 日(年間 988 時間)と日数の調整が必要です。

1日の所定労働時間が 5 時間なら、年間 221 日(休日 144 日)で、最大で取得すると週所定労働日数が 4 日、労働時間数は 20 時間を超えます。週 20 時間未達が壁なら、最大では取れません。

1日の6時間なら、年間 184 日(休日 181 日)で、最大で取得すると週所定労働日数が 3.54 日で、労働時間数は 20 時間を超えます。週 20 時間未達が壁なら、最大では取れません。

表 所定労働時間・週 20 時間未達の労働時間と労働日数の関係

1日の 所定労働時間	4週の 所定労働日数	4週の 所定労働時間	週平均 所定労働時間	年労働時間数 (最大)
4時間	19日	76時間	19.00時間	988時間
5時間	15日	75時間	18.75時間	975時間
6時間	13日	78時間	19.50時間	1,014時間

今年も 10 月以降、最低賃金が改正されて時給が変更になる場合は、変更契約が必要となります。